

尼崎市指定袋（家庭系ごみ袋）の承認に係る取扱要領

1 指定袋の規格

(1) 大きさについての許容差は、JIS Z 1711 6.2により、次のとおりとする。

ア 大（容量45ℓ）については、縦±13mm、横±12mmとする。

イ 中（容量30ℓ）については、縦±13mm、横±8mmとする。

ウ 小（容量10ℓ）については、縦±8mm、横±6mmとする。

(2) 厚さについては、測定値の平均厚さを判断基準とする。

(3) 色については、別添見本と同等色とし、同等色とは概ね別添見本の範囲内であることとする。

(4) 指定袋及び包装用外袋の印刷については、文字等の大きさ及びレイアウトは問わないが、できる限り大きく、はっきりと印刷したものとする。

また、景品等として市販されない指定袋の包装用外袋については、印刷等レイアウトは問わないものとする。

2 指定袋の製造等の承認

(1) 指定袋の製造等をしようとする者については、当該指定袋に家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づく表示を行うものとする。

(2) 誓約書については、様式1のとおりとする。

(3) 公的検査機関については、「大阪市立工業研究所」、「財団法人 化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター」、「財団法人 化学物質評価研究機構」、「財団法人 日本食品分析センター」等とする。

(4) 公的検査機関が発行する試験結果報告書等については、試験（検査）結果を証明する報告書、成績書等の原本とする。

(5) 着色剤等メーカーが発行する成分証明書のうち、着色剤成分証明書は別紙1を、インク成分証明書は別紙2を参考とし、必要事項を記載するものとする。

なお、成分証明書は原本とし、外国語の場合は日本語訳を添付するものとする。

3 その他

(1) 承認された場合は、完成品を提出のうえ、申請者の販売ルートにより、市内の小売店等に流通させるものとする。

なお、提出された完成品については、必要に応じ、試験（検査）するものとする。

(2) 販売価格については、自由価格とする。

(3) 市場に流通している商品を抜き取り、必要に応じ、試験（検査）するものとする。

(4) 試験（検査）結果等によっては、申請者に対し、必要な措置を講じさせるものとする。

(5) その他について、家庭用品品質表示法及び日本工業規格を参考にするものとする。

以上